

長野市公共基準点管理保全要領

(目的)

第1条 この要領は、測量法（昭和24年法律188号）の規定に基づき、長野市が管理する公共基準点の管理保全に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において公共基準点とは、1級、2級及び3級基準点（相当精度の基準点を含む。）であって、かつ、永久標識を設置したものをいう。

(管理の主体)

第3条 公共基準点の管理保全の主管課は、建設部監理課とする。

(公共基準点の使用手続き)

第4条 公共基準点を使用する者は、あらかじめ、公共基準点使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出し、公共基準点使用承認書（様式第2号）により使用の承認を受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、長野県土地家屋調査士会は、公共基準点使用包括承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、公共基準点使用包括承認書（様式第4号）により使用の承認を受けることができる。この場合において、長野県土地家屋調査士会の会員（以下「会員」という。）は、前項の使用手続を省略し、公共基準点を使用することができる。

3 公共基準点の使用を終了したときは、公共基準点使用報告書（様式第5号）により使用の結果を報告するものとする。

4 公共基準点を使用する者は、公共基準点使用承認書（会員にあっては、土地家屋調査士会員証）を常時携帯し、市職員又は土地所有者等の請求があった場合は、速やかにこれを提示しなければならない。

(工事施工の届出)

第5条 公共基準点付近で、その効用に支障をきたすおそれのある次に掲げる工事等を施工する者（以下「工事施工者」という。）は、あらかじめ、公共基準点付近での工事施工届（様式第6号）を市長に提出し、市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な措置を講ずるものとする。ただし、次条第1項の公共基準点の一時撤去又は移転の承認を申請する場合は、公共基準点付近での工事施工届の提出を省略することができる。

(1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等

(2) 車両及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車両及び重機等までの距離が5メートル以下となる工事

(3) その他公共基準点の効用に支障をきたすおそれがあると認められる工事等

2 工事施工者は、当該工事が完了したときは、速やかに公共基準点付近における工事完了報告書（様式第7号）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

3 工事施工者が、当該工事等により公共基準点の効用に支障をきたした場合は、当該公共

基準点を既設と同様の構造により再設置し、その機能を回復しなければならない。この場合において、工事施工者は、公共基準点復旧承認申請書（様式第 8 号）を市長に提出し、公共基準点復旧承認書（様式第 9 号）により復旧の承認を受けなければならない。

- 4 前項の場合において、既設と同様の構造による再設置が不可能なときは、市長と協議の上、当該構造を変更することができる。

（一時撤去及び移転）

第 6 条 工事施工者は、公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合は、あらかじめ、公共基準点一時撤去・移転許可申請書（様式第 10 号）を市長に提出し、公共基準点一時撤去・移転承認書（様式第 11 号）によりその許可を受けるものとする。

- 2 公共基準点が設置されている土地、建物の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）の都合により公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合は、土地所有者等は、公共基準点一時撤去・移転請求書（様式第 12 号）により市長に請求するものとする。

- 3 市長は、前項の請求があったときは、土地所有者等と協議の上、公共基準点の一時撤去、又は移転をするものとする。

第 7 条 前条第 1 項の承認を受けた工事施工者は、当該公共基準点を既設と同様の構造により再設置し、その機能を回復しなければならない。

- 2 前項の場合において、既設と同様の構造による再設置が不可能なときは、市長と協議の上、当該構造を変更することができる。
- 3 工事施工者以外の者が、故意若しくは過失により公共基準点を滅失し、又はき損した場合は、前 2 項の規定を準用する。

（再設置工事）

第 8 条 第 5 条第 3 項及び前条第 1 項の再設置を行おうとする者（以下「再設置施工者」という。）は、公共基準点の再設置工事（以下「再設置工事」という。）の施工方法等について、市長と協議しなければならない。

- 2 再設置工事において、公共基準点は、既設のものを再度使用するものとする。この場合において、既設のものを再度使用することが不可能なときは、再設置施工者は、市長と協議するものとする。

- 3 再設置施工者は、再設置工事の品質、出来形、工程及び工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。

- 4 再設置工事が完了したときには、再設置施工者は、速やかに公共基準点再設置工事完了報告書（様式第 13 号）を前項の写真とともに市長に提出し、検査を受けなければならない。

- 5 再設置施工者は、前項の規定による検査に合格しないときは、市長の指示に従い、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

（機能回復の測量業者）

第9条 第5条3項による公共基準点の効用阻害の確認測量を行うとき、又は公共基準点の一時撤去・移転、機能回復及び設置工事の実施にあたり測量を行うときは、測量法第48条に定める測量士及び測量士補、土地家屋調査士法（昭和25年7月31日号外法律第228号）に定める土地家屋調査士並びに建設業法（昭和24年5月24日号外法律第100号）第26条に定める主任技術者及び監理技術者のいずれかに施工させなければならない。

（費用負担）

第10条 再設置工事に要する費用（既設の公共基準点の除去費用等を含む。）及び公共基準点の測量作業に要する費用は、再設置施工者が負担するものとする。

（補則）

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。